

2015年度 校長会との懇談記録

日時 2015年12月16日(水) 17時25分から

場所 味岡中学校中会議室

参加者 校長会 中川校長会会長・木村教員会会長・横井校長会副会長・石川校長会副会長・
大森校長会庶務・前田校長会庶務補佐(記録係)
市教労 大久保(執行委員長)・松田(書記長)・百瀬(会計委員)
石田・岩脇(記録係)

1 はじめのことば(全体司会 校長会)

2 あいさつ

(1) 大久保委員長

日頃組合活動にご理解・ご協力ありがとうございます。

名古屋市で2名の中学生が自殺するという事件が起こった。教員に生徒とじっくり向き合うゆとりがあれば防げたかもしれないと思うと残念だ。今日の話し合いを実りのあるものとしたい。

(2) 中川校長

委員長から危惧する現状に触れられたが、校長会も日々努力しているところである。子どもたちが安全で健やかに成長してほしいという思いは同じだと思う。なごやかに話し合える会にしたい。

3 懇談(司会 組合)

労働安全衛生体制の確立に関すること

①男女別休養室の整備状況

・味岡中学校・・・ベッド各1台 ロッカー シャワー

・小牧小学校・・・女子休養室 畳部分(約6畳) 板敷(約4畳) シャワー ロッカー
洗濯機

組合 休養室については職場によって大きな差があり、不公平だと思うが。

校長会 校長会としても整備を要望している。

組合 校長会と共にがんばりたい。

教育予算に関すること

①全特別教室へのエアコン設置

校長会 今年度全中学校にエアコンが設置され、12月から使用している。

校長会としても全特別教室への設置を要望している。

しかし、国からの助成金がゼロになり全額市負担になるのではという情報もある。そうすると、計画通り来年度16校すべての小学校にエアコン設置がされるかどうか危うい。もしかしたら予算の都合で半分の学校へという事態にもなりかねない。校長

会としては特別教室は後回しにしても全小学校の普通教室への設置を優先して要望している。

②プール清掃の業者委託

組合 西春の一部ではかなり以前から、一宮市では今年から業者委託となった。危険を伴うことなので、子どもの安全面からも業者委託にしてほしいが、小牧市の校長会ではプール清掃の業者委託について要望を出しているか。

校長会 日々子どもたちの健康・安全を考え、プール修理については要望してきているが、教員側から清掃の業者委託をとの声は聞いていない。実施している他市の状況を正確に教えてほしい。

③用務員の正規化

校長会 要望している。

④小牧南小学校の建て替え

組合 現在小牧南小学校は職員室が二つに分かれていて非常に不都合な状況にある。第2職員室付近にはトイレもない。味噌中学校の次は小牧南小学校の建て替えがされると聞いていたがどうなっているのか。

校長会 小牧南小学校建て替えの要望は出されたようだが、議会議事録などを調べてみてもどこにもそのようなことは載ってない。南小学校建て替えはすべて「うわさ」ではないか。

組合 来年の夏休みに職員室を一つにする工事が行われるらしい。

校長会 それは初耳です。

全国学力テストの実施に関わる事

①各校における事前対策の有無

校長会 していない。

②特別支援学級在籍児童生徒の参加状況

校長会 保護者の希望で参加した児童生徒もいたと聞いている。

自衛隊への職業人体験学習実施の有無

校長会 職業人体験については生徒の希望をもとに行っている。昨年も今年も生徒からの希望がなかったので自衛隊での体験学習は行っていない。今後出てくればわからない。

組合 たとえ生徒から希望が出たとしても、学校の判断なしに生徒の希望ならなんでも通すという事はないと思うが。

組合 安保健法が通ったので自衛隊からの宣伝が積極的になっている。生命を大切にする観点から慎重に考えてほしい。

校長会 公平・中立な態度で臨みたい。

長時間労働の縮減に関わる事

①職場における多様な勤務形態の勤務時間の全職員への明示

組合 非常勤の人の勤務時間はばらばらであるが、フルタイムの人たちはそれを知らずに

時間外に仕事を頼んでしまうことがある。職員同士がお互いの勤務時間を知っていた方が働きやすい職場になると思うのでぜひ明示してほしい。

校長会 個人契約の雇用条件なので詳細を示すことで問題は起きないか。4月にざっくりと紹介しているからそれでいいのではないか。

②再任用（ハーフ）職員の勤務時間の適正な割り振り及び運用

組 合 再任用（ハーフ）の働かせ方は学校により差がある。

私は16コマ授業を持っているが、授業の準備や後処理をする時間がない。16コマ持たせること自体おかしいと思う。時間外に清掃指導をしている人もいる。

校長会でも再任用の働き方の情報交換をしてほしい。

③「鳥居労災認定裁判」で認められた「包括的職務命令に基づく公務」について

（資料 鳥居裁判名古屋地裁判決よりの抜粋提示）

公務該当性の判断基準

・・・その指揮命令は黙示的なものでも足り、指揮命令権者の事実上の拘束力下に置かれたものと評価できるものであれば公務にあたる・・・。

・・・このことは、教職員の職務遂行が、個別的な指揮命令を受けてなされるというより、校務分掌等による包括的な職務命令に従い、各教育職員が自主性、自発性、創造性を発揮しながら自ら進んで職務を遂行しようとするという側面が強いことを意味しているものであり、教育職員が所定勤務時間内に職務遂行の時間が得られなかったため、その勤務時間内に勤務を終えられず、やむを得ずその職務を勤務時間外に遂行しなければならなかったときは、勤務時間外に勤務を命ずる旨の個別的な指揮命令がなかったとしても、それが社会通念上必要と認められるものである限り、包括的な職務命令に基づいた勤務時間外の職務命令と認められ、指揮命令権者の事実上の拘束力下に置かれた公務にあたるというべきであり、それは、準備行為などの職務遂行に必要な付随事務についても同様というべきである。

組 合 この判決を災害が起きたときだけでなく、通常の勤務についてもあてはまると認識してほしい。第2・第3の鳥居さんを出さないためにも校長先生たちと手を携えてやっていきたい。

校長会 重大な案件と受け止めている。職員の健康を第一に考えていきたい。

④「日常の勤務における割り振り変更簿」の設置

組 合 （他市の例提示）小牧でもぜひ割り振りを考えてほしい。

4 お礼のことば

いろんな意見を聞いていただきありがとうございました。今後ますます多様な働き方の人が増えてくる。すべての人が安心して働ける環境づくりをお願いしたい。